

特別支援教育とは

2

「特殊教育」から「特別支援教育」へ

(1) 特別支援教育の理念

平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について(通知)」では、特別支援教育の理念を次のように述べています。(P63～P67の-3参照)

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

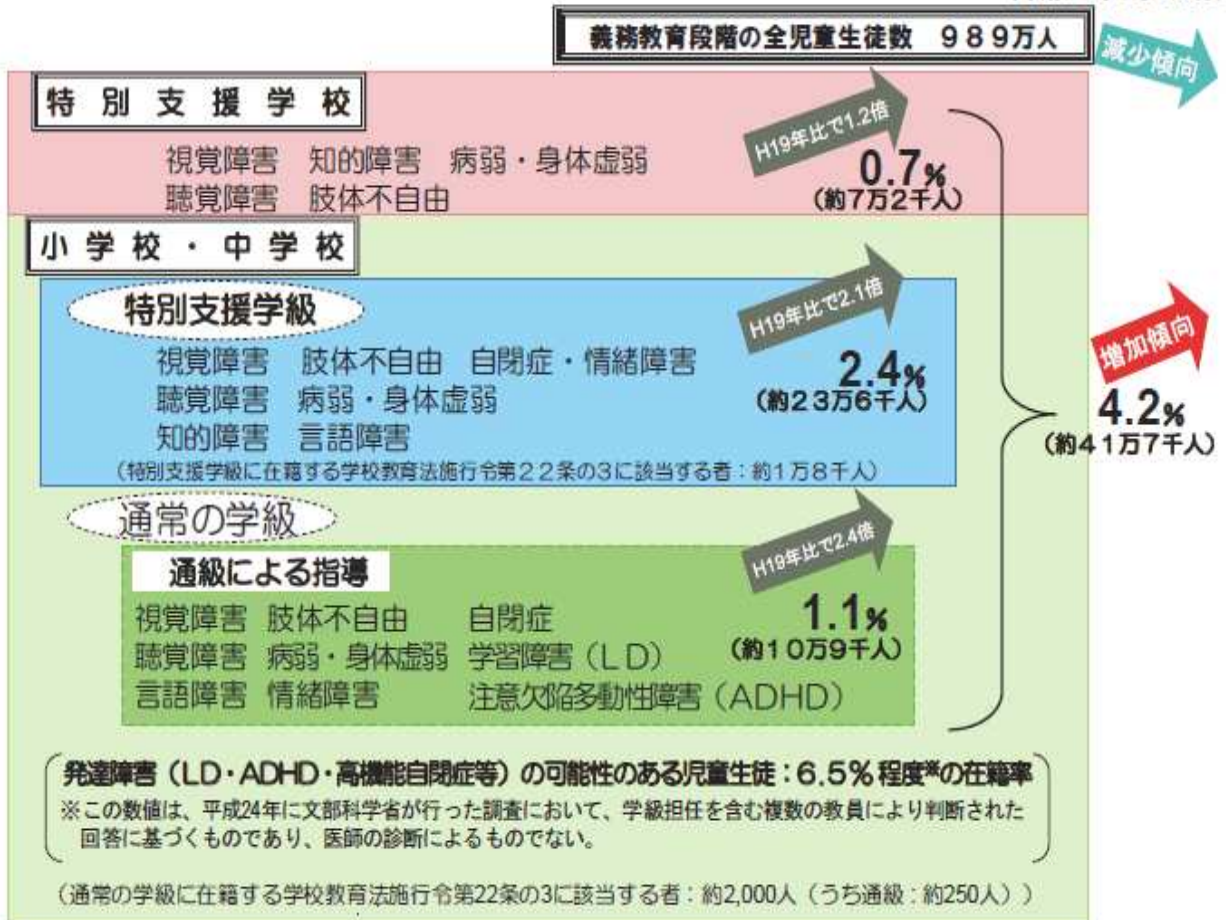
さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(2) 特別支援教育の対象

特別支援教育では、これまでの特殊教育(盲・聾・養護学校、特殊学級、通級による指導)の対象となっていた幼児児童生徒に加え、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)・高機能自閉症等の幼児児童生徒が対象となります。(国立特別支援教育総合研究所ホームページより)

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)



文部科学省ホームページより